

4 階段

【基本的な考え方】

階段の昇降は高齢者等にとって大きな負担であるとともに、転落や転倒事故の危険性が高い場所でもあります。高齢者等の上下移動の負担軽減や安全性の確保のほか、視覚障害者への注意喚起など全ての利用者に配慮する必要があります。

◇ 手すりの設置

高齢者や肢体不自由者（下肢）は、歩行が困難である場合や転倒しやすくなるという傾向があるため、滑りにくい材料での仕上げやつまずき防止措置、歩行の補助のための手すりの設置が必要です。肢体不自由者（下肢）などは、左右で障害の程度が異なる場合があるため、手すりは両側に設けられていることが望まれます。

◇ 段の識別・警告

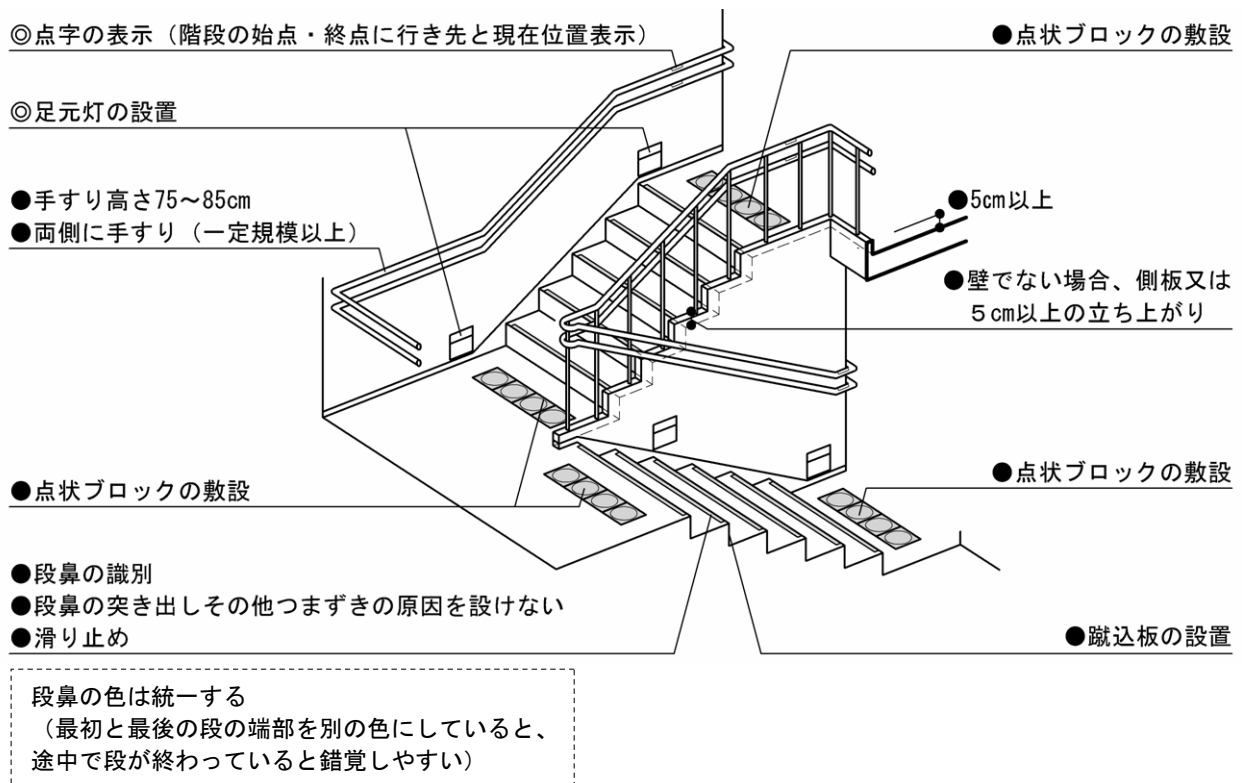
視覚障害者は、段の認知や識別が困難な場合があるため、踏面の端部とその周囲を違いの分かりやすい色で区別することや警告用の点状ブロック等の敷設が必要です。

◇ 回り階段の禁止

視覚障害者は、障害物や目的物の方向を認識するのが困難である場合があるため、利用者が踏み違えて転倒しやすく、方向を見失いやすい回り階段の設置を避ける必要があります。

整備基準		規模 限定	備考
特定施設整備基準（別表第3の第1の4）			
階段	高齢者等が利用する階段は、次に掲げるものとする。		
滑りにくい仕上げ	(1) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。	—	
手すりの設置	(2) 踊場を含め、側面の高さ75cmから85cmまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 (3) (2)に掲げる手すりを両側に設けるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舍を除く。	●	図Ⅲ-4-1～ 図Ⅲ-4-3 図Ⅲ-4-1 図Ⅲ-4-2
段の識別	(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものであること。		図Ⅲ-4-1
つまずき防止	(5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造であること。		図Ⅲ-4-1
蹴込板・滑り止めの設置	(6) 蹴込板及び滑り止めを設けるものであること。		図Ⅲ-4-1 図Ⅲ-4-4
側板又は立ち上がりの設置	(7) 側面が壁でない場合には、側板又は5cm以上の立ち上がりを設けるものであること。		図Ⅲ-4-1 図Ⅲ-4-4
回り階段の禁止	(8) 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。	—	図Ⅲ-4-5
段の警告	(9) 視覚障害者等が利用する階段の段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる踊場の部分は、この限りでない。 ア 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける階段の踊場の部分 イ 当該踊場が、踏幅150cm未満である場合の、段がある部分の下端に近接する踊場の部分		図Ⅲ-4-1 図Ⅲ-4-2
小規模購買施設等整備基準（別表第4の5の3）			
高齢者等が利用する階段は、別表第3の第1の4の(1)、(2)及び(4)から(9)までに掲げるものとする。			

推奨事項		備考
施設整備		
階段	高齢者等が利用する階段は、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとする。	
階段の幅・寸法	<ul style="list-style-type: none"> ・幅は、150cm以上であること。 ・蹴上げの寸法は、16cm以下であること。 ・踏面の寸法は、30cm以上であること。 ・蹴込みは、2cm以下であること。 	図Ⅲ-4-2 図Ⅲ-4-4 図Ⅲ-4-4 図Ⅲ-4-4
手すり端部	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの端部の付近に、階段の通ずる行き先及び現在位置を点字・浮き彫り文字等の併用により表示し、端部の形状は壁又は床面に対して曲げ、衣服の袖などが引っ掛からないようにすること。 ・階段が終わる部分には転倒防止や移動補助の観点から水平な部分を設けること。 	図Ⅲ-4-1 図Ⅲ-4-6
回り階段の禁止	・主たる階段以外の階段にあっても、回り階段としないものであること。	図Ⅲ-4-5
その他	・段を識別しやすいよう、足元灯等を設置するものであること。	図Ⅲ-4-1
管理運営		
通行路の確保	・通行の妨げとなる物を置かないこと。	
衝突防止措置	・折り返し階段等で死角となる踊場には、鏡を設けるなど、衝突防止のための措置を講ずること。	



図Ⅲ-4-1 階段

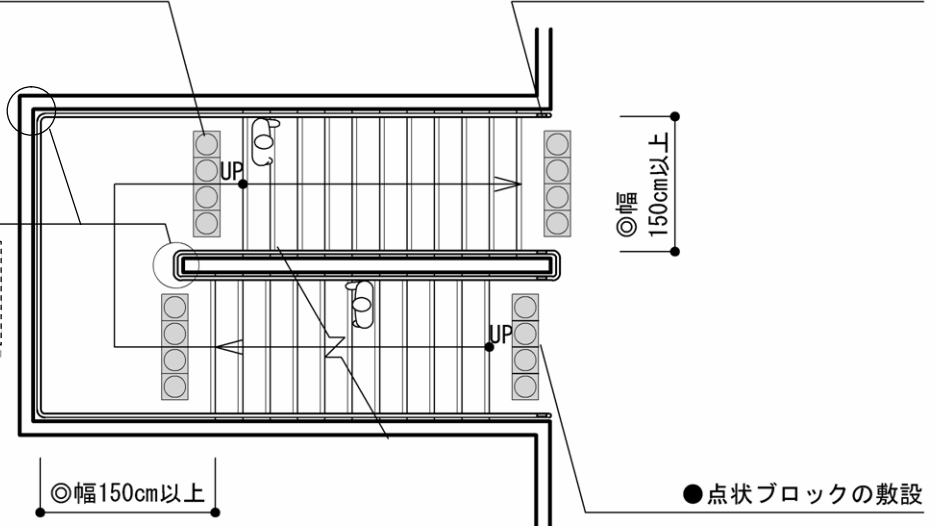
●：整備基準に該当する事項
◎：推奨事項

●点状ブロックの敷設

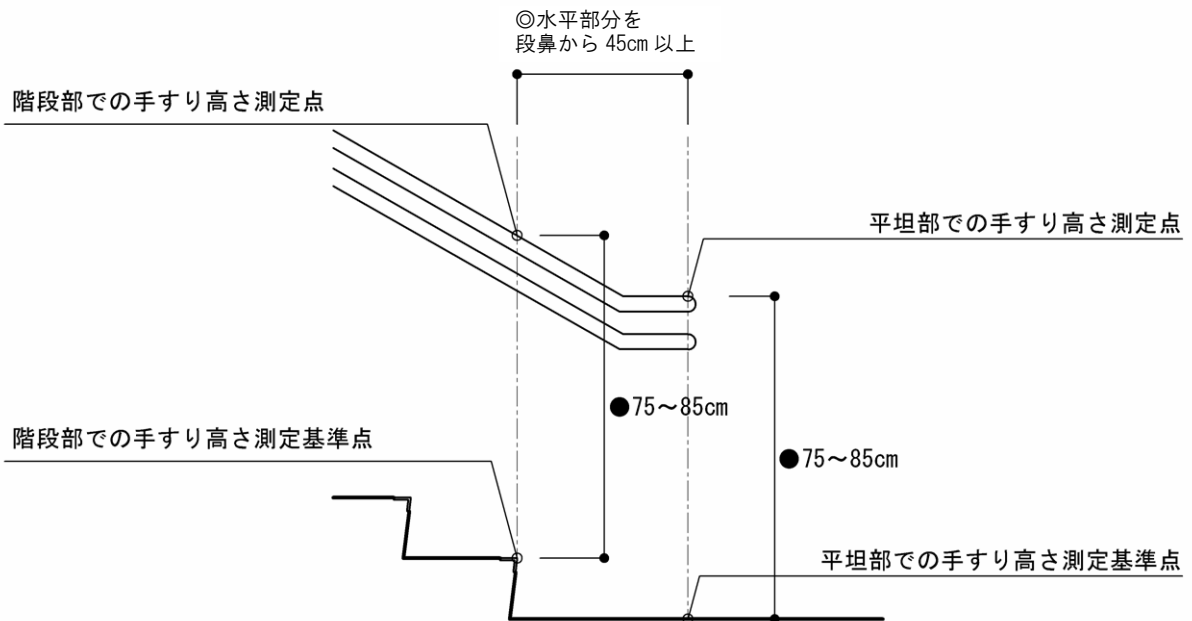
◎点字の表示（階段の始点・終点
に行き先と現在位置表示）

踊り場を含め手すりを設置

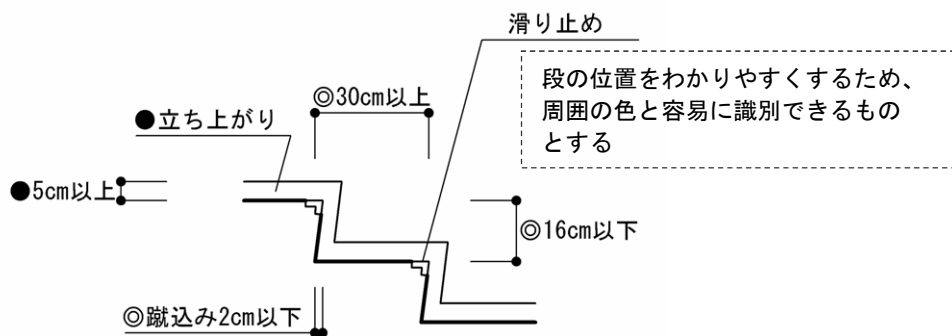
段がある部分と踊り場の
部分に設置する手すりは
連続させる



図Ⅲ-4-2 連続手すり



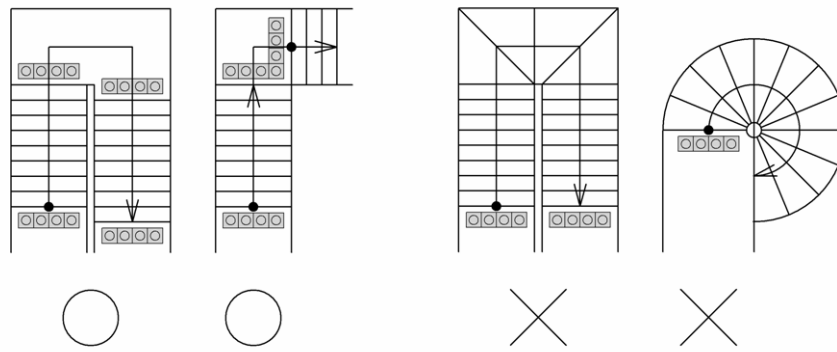
図Ⅲ-4-3 手すりの高さの測り方



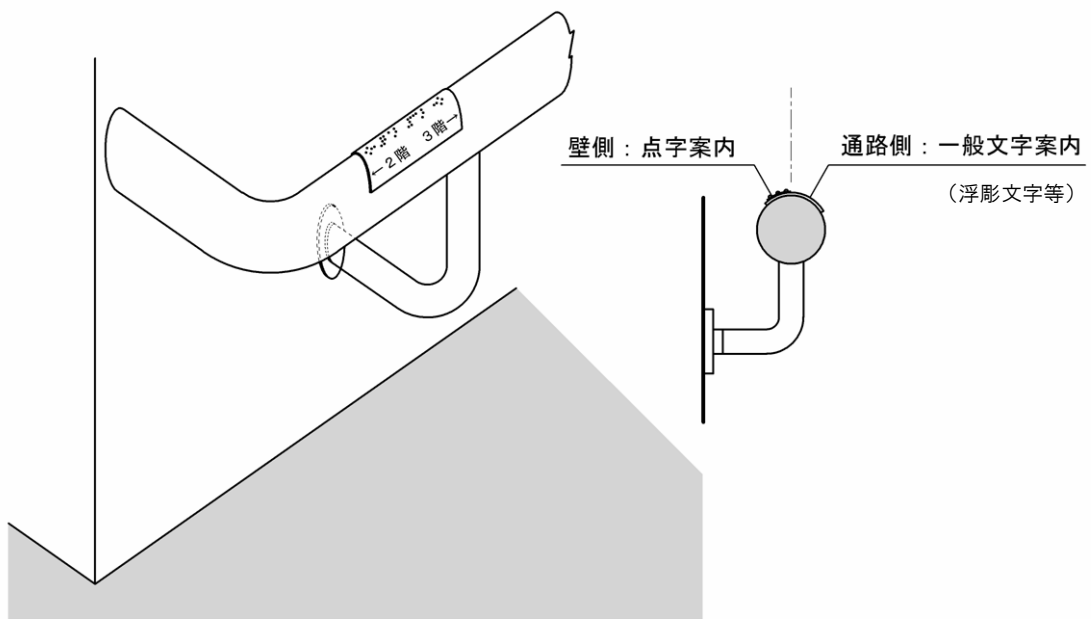
図Ⅲ-4-4 段鼻と蹴込み

●：整備基準に該当する事項

◎：推奨事項



図Ⅲ-4-5 回り階段の禁止



図Ⅲ-4-6 手すり端部の行先表示